

※保護者記入のこと

学校感染症の報告書

年

組

児童(生徒)氏名

下記の学校感染症にかかりましたので、医師の指導に従い、学校を休みました。

(※診断を受けた病名を○で囲ってください)

インフルエンザ	百日咳	麻疹(はしか)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	風疹(三日はしか)	咽頭結膜熱(プール熱)
水痘(水ぼうそう)	髄膜炎菌性髄膜炎	結核
流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症(O157)	新型コロナウイルス感染症	
その他の感染症…… 手足口病	マイコプラズマ肺炎	ヘルパンギーナ
	感染性胃腸炎	溶連菌感染症
	(	)

上記の診断を受けた医療機関名 ………

上記の感染症にかかって  
学校を休んでいた期間 ………

	月	日
	月	日

から  
まで

届出年月日・保護者氏名

年

月

日

保護者氏名

【参考】

学校感染症等で欠席した場合、登校の際には必ず上記「報告書」の提出をお願いします。

◎ 学校保健安全法で定められている主な感染症と、出席停止期間は次のとおりです。

- インフルエンザ…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
- 百日咳…特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹(はしか)…解熱した後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風疹(三日はしか)…発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう)…すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱(プール熱)…主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症…発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- 結核…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
- 腸管出血性大腸菌感染症(O157等)…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
- 流行性角結膜炎…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
- その他(感染力の強い伝染病)…病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで